

第7章 資料

1 策定経過

令和6年3月27日～ 4月12日	子育て支援に係るアンケート調査の実施
	・未就学児童保護者アンケート(配布数:2,000件、回答数1,298件)
	・就学保護者アンケート(配布数:1,500件、回答数:944件)
	こども・若者意識調査の実施
令和6年5月2日	・16～17歳のこども(配布:1,629件、回答数:654件)
	・18～29歳の若者(配布:2,602件、回答数:729件)
	第1回 春日部市こどもまんなかタウン推進本部会議
	・こども政策について
令和6年5月31日	・ワーキンググループの立ち上げについて
	・今後のスケジュールについて
	第1回 こどもまんなかタウンワーキンググループ
	第2回 こどもまんなかタウンワーキンググループ
令和6年6月20日	第1回 春日部市こども・子育て支援審議会
令和6年6月25日	・こども基本法・こども大綱について
	・子育て支援に係るアンケート、こども・若者意識調査報告
令和6年7月19日	第3回 こどもまんなかタウンワーキンググループ
令和6年8月5日	第2回 春日部市こどもまんなかタウン推進本部会議
	・こどもまんなかタウンワーキンググループによるプレゼンテーション
令和6年8月5日～ 31日	支援団体・こどものヒアリング調査
	・市内の子育て支援団体(8人)
	・市内在住・在学の学習支援活動参加者・児童養護施設入所者等こども(17人)
令和6年8月19日	第3回 春日部市こどもまんなかタウン推進本部会議
	・こどもまんなかタウンワーキンググループ プレゼンテーション結果について
	・春日部市こども計画 A・B対比表について
	・春日部市こども計画(骨子案)について
	・策定スケジュールの変更について
令和6年9月6日	第4回 春日部市こどもまんなかタウン推進本部会議
	・春日部市こども計画(骨子案)について

令和6年10月10日	第5回 春日部市こどもまんなかタウン推進本部会議
	・春日部市こども計画(骨子案)について
令和6年10月25日	第2回 春日部市こども・子育て支援審議会
	・第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画及びかすかべっ子 幸せ応援プラン(春日部市こどもの貧困対策推進計画)の進捗管理について
	・こどもまんなかタウンワーキングの活動報告について
	・春日部市こども計画素案について
令和6年11月22日	第6回 春日部市こどもまんなかタウン推進本部会議
	・春日部市こども・若者計画(案)について
令和6年12月11日	第7回 春日部市こどもまんなかタウン推進本部会議
	・春日部市こども・若者計画(案)について
令和6年12月25日	第3回 春日部市こども・子育て支援審議会
	・春日部市こども・若者計画(案)について
令和6年12月27日 ～令和7年1月26日	市民意見提出手続き(パブリックコメント)の実施 意見提出件数 13件
令和7年2月4日	第8回 春日部市こどもまんなかタウン推進本部会議
	・春日部市こども・若者計画(案)について
令和7年2月10日	第4回 春日部市こども・子育て支援審議会
	・春日部市こども・若者計画(案)について
	・答申(案)について
令和7年3月5日	・春日部市こども・若者計画について(答申)

2 審議会

春日部市こども・子育て支援審議会条例（令和5年12月18日条例第34号）

（設置）

第1条 こども及び子育ての支援に関する施策を推進するため、春日部市こども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- （1） こども及び子育ての支援に関する計画の策定及び推進に関する事項
- （2） その他こども及び子育ての支援に関する事項

（委員）

第3条 審議会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 市内各種団体を代表する者
- （3） こどもの保護者
- （4） 公募に応じた市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第4条 審議会に、特別な事項を調査審議する必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときは、その職を解くものとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見聴取等）

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員又は臨時委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（専門部会）

第8条 審議会に、専門の事項を調査審議する必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、委員の互選によりこれを定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、こども未来部こども育成課において処理する。

(審議会の運営)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。(以下 省略)

委員名等

(敬称略)

	氏名	所属名等	備考
学識経験者	石 塚 勝 美	共栄大学国際経営学部	会長
市内各種団体を代表する者	江 村 恵里子	春日部市立八木崎小学校	
	松 原 睦	春日部市立葛飾中学校	
	角 坂 清 博	埼玉県立春日部高等学校	
	山 田 農 久	春日部市社会教育委員	
	中 島 邦 彦	銚子口自治会	
	上 田 みどり	春日部市地域子育て支援協議会	
	鈴 木 京 子	春日部市青少年育成推進員協議会	
	太 田 勝 基	認定こども園ふたば	
	金 子 直 世	春日部市主任児童委員連絡会	副会長
	山 崎 純 平	春日部商工会議所	
	シュレスタ アビシエク	共栄大学	
	シャキヤ ソスティカ	共栄大学	
こどもの保護者	田 中 あんず	春日部市PTA連合会	
	高 取 佳代子	藤塚幼稚園	
公募に応じた市民	大 島 康 裕	公募に応じた者	

委嘱期間:令和6年6月1日～令和8年5月31日

諮問

春こ育発第415号
令和6年6月25日

春日部市子ども・子育て支援審議会 様

春日部市長 岩谷 一弘

春日部市子ども計画（案）について（諮問）

春日部市子ども・子育て支援審議会条例（令和5年12月18日条例第34号）第2条第1項の規定により、春日部市子ども計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

答申

春こ審発第11号
令和7年3月5日

春日部市長 岩谷 一弘 様

春日部市子ども・子育て支援審議会
会 長 石 塚 勝 美

春日部市子ども・若者計画（案）について（答申）

令和6年6月25日付け春こ育発第415号で諮問のあった春日部市子ども・若者計画（案）について、慎重に審議した結果、概ねその内容を妥当と判断しその旨答申します。

なお、審議過程において出されました意見等については、十分に尊重し、適切な計画の遂行に向けて取り組まれるよう要望します。

意 見

本審議会は、子育て支援に係るアンケート調査及びこども・若者意識調査並びにその調査結果を分析し、市が提示した素案をもとに、専門的な見地や市民としての視点で積極的な討議を重ね、慎重に審議してきました。

今回諮問された春日部市こども・若者計画は、こども基本法に基づき「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」の実現にむけ、こどもの貧困対策、次世代育成支援行動計画、母子保健計画、子ども・子育て支援事業計画を包含するこども・若者施策に関する総合的な計画です。この計画が、大人中心の社会から、こどもまんなか社会への転換の出発点となるよう、こども・若者の意見を聴き、市民や公共団体、企業、大学、団体などとの連携・協働によって推進してください。

なお、今後のこども・若者計画の推進にあたっては、次に掲げる内容に留意されますようお願いいたします。

1 全体について

計画策定後は、興味を引くようなキャラクターを効果的に活用し、広く市民に向けて周知を図られたい。また、こども・若者に対して、それぞれの年代の理解度に応じた概要版を作成されたい。

2 こども・若者の意見反映について

基本理念として掲げた「すべての こども・若者の権利が守られ、それぞれのしあわせを思い描くことができる、そして叶えることができるまちの実現」に向けて、こども・若者の意見を積極的に取り入れる仕組みを構築し、取り組まれたい。

3 ヤングケアラーの支援について

ヤングケアラーの支援にあたっては、外国籍のこどもへの対応も含め、取り組まれたい。

4 こどもの居場所づくりについて

居場所づくりにあたっては、地域・産学官が連携し、こども・若者当事者の意見を反映しながら、大人も我が事として創出していく意識で取り組まれたい。また、課外活動や学校部活動のありかたの変化にも対応した、こどもの居場所づくりを進められたい。

5 ひとり親家庭への支援について

ひとり親養育費確保支援事業において、面会交流については、こどもの権利擁護に主眼を置くとともに、改正民法施行の状況変化に速やかに対応できるよう、積極的に市が支援をしていくことも含めて検討されたい。



3 庁内検討組織

春日部市こどもまんなかタウン推進本部要綱

(設置)

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号。）の趣旨を踏まえ、こどもまんなか社会の実現に向け、こども施策を総合的に推進するため、春日部市こどもまんなかタウン推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(推進本部の所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) こどもまんなか社会の実現に関する施策の企画に関すること。
- (2) こども及び子育ての支援に関する計画の策定及び推進に関すること。
- (3) その他推進本部が必要と認める事項に関すること。

(推進本部の組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員若干人をもって組織する。

2 本部長は、副市長をもって充てる。

3 副本部長は、こども未来部長をもって充てる。

4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

5 本部長は、事業のため必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部員に選出することができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進本部の会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

2 推進本部の議事は、出席本部員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 本部員は、推進本部の会議に自ら出席できないときは、代理の者を出席させなければならない。

(意見聴取等)

第6条 推進本部は、審議のため必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 推進本部は、第2条各号に掲げる事項に関し、調査研究その他の作業を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、グループ長、副グループ長及びメンバー若干人をもって組織する。

3 グループ長及び副グループ長は、本部長がその都度指名する者とする。

4 メンバーは、本部長がその都度指名する者及びその他推進本部が認める者とする。

5 グループ長は、ワーキンググループを代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

6 副グループ長は、グループ長を補佐し、グループ長に事故があるとき、又はグループ長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 グループ長は、必要があると認めたときは、メンバー以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進本部及びワーキンググループの庶務は、こども未来部こども育成課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、推進本部が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総合政策部長	財務部長	総務部長	市民生活部長	福祉部長	健康保険部長
環境経済部長	建設部長	都市整備部長	学校教育部長	学校教育部学務指導担当部長	
社会教育部長					

4 用語解説

用語	説明
ア行	
医療的ケア	学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為。
インクルージョン	性別や人種、民族や国籍、社会的地位、障がいの有無などもっている属性によって排除されることなく生活することができる状態
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、インターネット上で社会的なネットワークを構築することができるサービスのこと。
カ行	
義務教育学校	一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校のこと。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされている。 小学校の6年間を前期課程、中学校の3年間を後期課程に設定している。
子育て関連施設	保育所・幼稚園・認定こども園・児童センター・放課後児童クラブ・障がい児施設等の施設を指す。
子ども・子育て支援新制度	子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、主なポイントは次の7点である。 ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設 ②認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等) ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実 ④基礎自治体(市町村)が実施主体 ⑤社会全体による費用負担 ⑥政府の推進体制 ⑦子ども・子育て会議の設置
サ行	
産後ケア事業	産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。
児童養護施設	父母が死亡、行方不明になっている児童・父母などから虐待されている児童・父母が養育を放棄している児童を対象に、養護を行い退所後も自立のための援助を行うことが目的の施設。
社会的養護	様々な事情により家庭で暮らすことのできないこどもたちを家庭にかわって、公的に養育する仕組み。
小規模保育事業	市町村の認可を受けて、19人以下の乳幼児を保育する事業。
食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。
タ行	
待機児童	保育所入所要件を満たしており、入所申込書が提出されているが、保育所に入所していない児童のこと。(他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望して待機している児童などを除く。)

用語	説明
地域子育て支援拠点	子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促すため、地域において、子育て家庭の保護者と子どもが相互に交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談援助や情報提供などを実施する子育て支援のための拠点。
ナ行	
認可保育所	国が定める最低基準に適合した施設で都道府県の認可を受けた保育施設。
認定区分	子ども・子育て支援法第19条で規定される、教育・保育施設を利用するにあたり、市町村から認定を受ける次の3つの区分のこと。 1号認定:満3歳以上で、教育(幼稚園、認定こども園(教育利用))を希望する小学校就学前の子ども 2号認定:満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた小学校就学前の子ども 3号認定:満3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた小学校就学前の子ども
認定こども園	小学校就学前の子どもを対象に、教育と保育を一体的に提供する機能と、地域のすべての子育て家庭を対象に、子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設。地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4種類に分類される。
ハ行	
ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。
放課後児童クラブ	保護者が、労働等で昼間家庭にいない小学生に対して、授業終了後に公共施設等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。「学童保育」と呼ばれることもある。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うもの。
ヤ行	
ユニバーサルデザイン	バリアフリーはもともとあった障壁を取り除くことを目指しているのに対し、ユニバーサルデザインはバリアフリーをさらに進めて、最初からすべての人に使いやすいように配慮された製品や情報、環境などのデザインのこと。
養育費	こどもの監護・教育のために必要な費用。一般的に言えば、未成年者(経済的・社会的に自立していない子)が自立するまで要する費用で、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などが含まれる。
要支援児童	乳児家庭全戸訪問事業の実施やその他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(要保護児童を除く)のこと。
幼児教育・保育の無償化	令和元年10月1日から開始された3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償となる制度のこと。0歳から2歳までの住民税非課税世帯も対象となる。
要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと。
要保護児童対策地域協議会	地方公共団体が、要保護児童の適切な保護を図るために設置する協議会。関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者等の関係者により構成される。同協議会は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。